

公告第385号

平成31年 1月 9日

被保険者 様

京都府農協健康保険組合
理事長 中川 泰宏

任意継続被保険者の標準報酬月額について

健康保険法第47条第2項の規定に基づく、当健康保険組合任意継続被保険者の平成31年度標準報酬月額は、下記のとおりになるので公告します。

記

1. 標準報酬月額 320,000円
(平成30年9月30日における平均標準報酬月額 316,081円)
2. 適用年月日 平成31年4月1日